

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事	平成18年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
大阪府中央区平野町二丁目6番9号	株式会社ベネシス京都工場 工場長 古山 和弓
	電話 0773 - 27 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	医薬品製造業
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))

計画期間 平成18年4月 ~ 平成20年3月

基本方針 省エネの推進、廃棄物排出量の削減、リサイクルの推進を進め、ISO14001環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減を図る。

推進体制 環境安全責任者(工場長)を長として、その下に環境管理責任者による環境委員会、ISO推進部会を設置し事業所内の環境管理を行う。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	18~19	焼却設備	自社焼却している廃棄物を外部処理化することにより、産業廃棄物焼却炉を停止させる。251-CO ₂ /年
	18~19	ボイラー設備	ボイラーの運転制御方法を変更することで、炉筒煙管ボイラーを停止する。5.61-CO ₂ /年
	18~19	冷室設備	研究棟冷室用空調機を季節変動に合わせて運転台数を制御する。14.71-CO ₂ /年
	18~19	生産設備	製造工程を変更することで、70℃蒸留塔の運転時間を削減する。34.41-CO ₂ /年
	18~19	生産設備	廃液の処理方法を変更することで、焼却処理する廃液量を削減する。1.61-CO ₂ /年

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	18,084	t	18,029	t	-0.3 %
	B 輸送車両排出区分		t		t	%
	C その他排出区分	804	t	776	t	-3.4 %
	排出合計	*1 18,888	t	*2 18,806	t	-0.4 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
		(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	森林の保全及び整備	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	府内産の木材の利用	(売電量)	kwh	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3 0	t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率(計画)
	1	18,888 t	()2-(*)3	18,806 t	
					-0.4 %

特記事項 当社が基準年度(平成17年)までに行った二酸化炭素削減のための実施事項は以下のとおりです。
 1. 冷却塔負荷を集約化し、余剰となった冷却塔を停止させて電力使用量の削減を図った。
 2. 冷水設備の夜間休日運転を取り止め、昼間運転のみとしたことにより電力消費量の削減を図った。
 3. 変圧器の導入時には高効率型の採用及び、自動力率調整器を取付け力率の改善を図った。
 4. 空調用ポンプにはインバーターを取り付け、負荷の増減に応じた流量制御を行った。
 5. 蒸留設備の設置時は、廃熱の再利用を図って多重効用缶タイプを採用した。
 6. 使用済蒸気ドレンを回収し、ボイラーの原水として再利用した。
 7. ボイラー設備の導入時には台数制御方式及び自動空気比制御弁を採用した。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。